



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第16号)

■ 目 次

ページ

規 則

○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

2

規則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十六号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条の表第六十九号様式の項中「法人税に係る確定申告書・連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の通知書」を「法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の通知書」に、「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第六十三項」に改め、同表中

申告書の提出期限の延長 承認通知書(法人用)	法第五十三条第四十二項・法第七十二条の二十五第十九項
申告書の提出期限の延長 申請却下通知書	
法人の県民税・事業税に係る申告書の提出期限の延長の承認等の通知書	
削除	

を

申告書の提出期限の延長 承認通知書(法人用)	法第五十三条第六十二項・法第七十二条の二十五第十八項
申告書の提出期限の延長 申請却下通知書	
法人の県民税・事業税に係る申告書の提出期限の延長の承認等の通知書	
削除	

に改め、同表第七十六号の二

の三様式の項中「法人税に係る連結納税の承認等の申告書」を「法人税に係るグループ通算制度の承認等の申告書」に改め、同表に次のように加える。

第四百四十二号様 地方税関係書類の電磁的 施行規則第二十五条

式
記録によるスキヤナ保存
の適用届出書(過去分書類)
第七項

第九号様式、第十号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号の二様式、第十六号の三様式、第十六号の五様式及び第十六号の七様式中「PayPar(電子)」の次に「PayPar(電子)」を加える。
第四十五号様式を次のように改める。

第45号様式(規格A4)

受 付 		発行番号	
群馬県知事 へて		納 税 証 明 請 求 書	
(納税義務者) ※法人の場合は、住所欄に所在地を、氏名欄に法人の名称並びに代表者役職名及び代表者氏名を御記入ください。 住所 氏名 (代理人：代理人が請求する場合は、委任状の提出が必要です。)		年 月 日	
代理人住所 代理人氏名		連絡先(電話番号) - -	
		連絡先(電話番号) - -	
次のとおり納税証明書の交付を請求します。			
使 用 目 的	1 県制度融資又は銀行等借入れのため 2 建設業許可申請のため 3 指名競争入札参加資格審査申請のため 4 担保権を設定するため 5 自動車登録手続のため ※継続検査(車検)には利用できません。 6 その他の目的のため ()	提 出 先	1 金融機関 2 官公署 3 自動車販売店等 4 その他 ()
		請 求 枚 数	枚
証 明 事 項	税 目	年 度 等	
	1 県税に滞納がないことの証明(完納証明・規則第45号の3様式)		
	2 法人の県民税・法人の事業税	(事業年度)	年 月 日～年 月 日 年 月 日～年 月 日 年 月 日～年 月 日
	3 個人の事業税	(課税年度)	年、年、年
	4 自動車税(種別割)又は旧法による自動車税	(登録番号)群馬・高崎・前橋 (課税年度)	年、年、年 ※登録番号は「群馬300あ1234」のように記載してください。
5 その他	1 ()年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明 2 その他 ()		
証 紙 貼 付 欄	注 意 事 項	1 本人であることが確認できる、運転免許証、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書を提示してください。 2 代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。委任状には、委任者の押印が必要です。 3 次の事項に係る納税証明書の発行はできません。 (1) 群馬県が発行する証紙をもって払い込むこととされる徴収金のうち、自動車税(種別割)に係るもの以外のものに関する納税証明 (2) 納税証明を請求する徴収金の法定納期限が請求する日の3年前の日の属する会計年度前の会計年度に係る徴収金に関する納税証明 ただし、納付(入)すべき額、納付(入)済額及び未納額の証明を請求する際に、請求する徴収金に未納額がある場合を除きます。 4 納税証明書は領収証書の代用として使用することはできません。 5 納付(入)した日からおおむね2週間以内に請求する場合は、領収証書を持参してください。	
※欄が不足する場合は、本用紙の裏面に貼付してください。			

※行政県税事務所使用欄。申請者は記入しないでください。

※本人確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証又は運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他	※申請方法 <input type="checkbox"/> 電子申請 <input type="checkbox"/> 持参(行政県税事務所窓口) <input type="checkbox"/> 郵送	※交付確認(電子申請時のみ) <input type="checkbox"/> 交付済(年 月 日) ※交付相手方 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(委任状必須)
--	---	---

總六十八の條に於て「興業母法に於て」や「興業母法に於て」に「連結子法人」や「通
 算子法人」に「連結グループ」や「通算グループ」に於て。
 總六十九の條に於て「法人税に係る確定申告書・連結確定申告書の提出期限の延長の
 処分等の通知書」や「法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の通知書」
 に「第53条第43項」や「第53条第63項」に「連結事業年度」や「通算事
 業年度」に「法人税の確定申告書」や「法人税の確定申告書」に「連結親法
 人と連結して法人税を納める承認」や「通算親法人の通算グループに加入し、通算承
 認」に「(確定申告書・連結確定申告書)」や「(確定申告書)」に「連結親法人
 の」や「通算親法人の」に於て。
 總七十一の條に於て「廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条」や第
 十二の條に於て「廃止前の地方法人特別税」や「の」に於て。
 總七十三の條に於て「第53条第42項」や「第53条第62項」に「連結事業年
 度」や「通算事業年度」に「法人税の確定申告書」や「法人税の確定申告書」
 に「連結親法人と連結して法人税を納める承認」や「通算親法人の通算グループに
 加入し、通算承認」に於て。「連結確定申告書」や「連結親法人の通算グループ」
 は地方法人特別税」及び「廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条」
 や第十二の條に於て「連結親法人の」や「通算親法人の」に於て。
 總七十四の條に於て「興業母法に於て」や「興業母法に於て」に「連結子法人」や「通
 算子法人」に「連結グループ」や「通算グループ」に於て。
 總七十五の條に於て「法人税に係る連結納税の承認等の申告書」や「法人税
 に係るグループ通算制度の承認等の申告書」に「連結納税の承認申請」や「グルー
 プ通算制度の承認申請」に「連結完全支配関係等」や「通算完全支配関係等」に
 「連結納税の承認の」や「グループ通算制度の承認の」に「取消しの処分があつ
 た」や「効力が失われた」に「連結納税適用」や「グループ通算制度」に「連結
 法人」や「通算法人」に「連結親法人」や「通算親法人」に「連結子法人」や
 「通算子法人」に「連結グループ」や「通算グループ」に「連結納税を開始し
 た」や「グループ通算制度の適用を受けた」に「取消処分を受けた」や「効力が失
 われた」に「処分の通知」や「青色申告の承認の取消処分の通知の写し又は法人税
 法第64条の10第6項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類」に「連結納
 税の適用」や「グループ通算制度」に於て。
 總七十六の條に於て「自動車検査証の写し又は登録事項等証明書」や「登録事
 項等証明書又は自動車検査証の写し」に於て。
 總七十七の條に於て「自動車検査証の写し又は登録事項等証明書」や「登録事
 項等証明書又は自動車検査証の写し」に於て。

第142号様式（規格A4）

表

地方税関係書類の電磁的記録等による
スキャナ保存の適用届出書（過去分書類）

過去書類

受 付 年 月 日 群馬県知事 へ	※整理番号
(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)
(フリガナ) 名称(屋号)	
(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	
(法人の場合) 法人番号	
(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 — —)

地方税法施行規則第25条第7項に規定する過去分書類について、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 届出をする過去分書類の種類及び基準日

帳簿の種類			基準日 (保存に代える日)	国税関係 届出状況
税目	名称・作成事務所等	ファイル形式		
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署

2 その他参考となる事項

--

※ 処 理 欄	整理簿	回 付 先
	(摘要)	

裏

「地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書(過去分書類)」の記載要領

この届出書は、地方税法(以下「法」といいます。)第748条第3項の規定により地方税関係書類(以下「書類」といいます。)に係る電磁的記録の保存をもつてその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類の書類のうち、書類に係る電磁的記録の保存をもつてその書類の保存に代える日(以下「基準日」といいます。)前に作成又は受領をした書類(以下「過去分書類」といいます。)の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合(地方税法施行規則第25条第7項の規定の適用を受けようとする場合)に使用してください。

1 届出期限

(1) 届出期限

過去分書類を電磁的記録によりスキャナ保存しようとする場合には、あらかじめ地方団体の長に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

2 各欄の記載要領

(1) 書類の種類

① 「税目」欄には、届出しようとする書類の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、届出しようとする書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項)を記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに書類を作成している場合で、一部の書類について届出しようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

※既に法第748条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもつてその書類の保存に代えられているものである必要があります。

(記載例) 1 販売票、第144条の35第6項の規定により提出を受けた書類

2 販売票(本店及び〇〇支店)、△△支店の第144条の35第6項の規定により提出を受けた書類

③ 「ファイル形式」欄には、例えばPDF、JPEG、TIFFなどのファイル形式を記載してください。

(2) 「基準日(保存に代える日)」の欄には、法第748条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもつてその書類の保存に代えられているものの「書類の保存に代える日」を記載してください。

(3) 「その他参考となる事項」欄には、国税関係書類を兼ねる書類について、国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書を届け出ている場合(同時に届出をする場合も含まれます。)において、当該国税関係の届出書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に改正前の群馬県税条例施行規則の規定により発せられ、又は提出されている通知書等は、改正後の同規則の相当規定により発せられ、又は提出されたものとみなす。
- 3 改正後の第六十八号様式、第六十九号様式、第七十三号様式、第七十六号様式及び第七十六号の二の三様式の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を除く。分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第六十八号様式、第六十九号様式、第七十三号様式、第七十六号様式及び第七十六号の二の三様式の規定は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
